

長野県市長会役員の変更等について

1 長野県市長会役員選挙

(1) 選出理由

会則第5条に規定する役員について、任期満了となることから、新たに選出するもの

(2) 選出する役員

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	4 名 (部会長を兼ねる)
監 事	2 名

(3) 任期

2年間

2 長野県市長会相談役の委嘱

会則第9条に規定する相談役を委嘱するもの

長野県市長会会則 (抜粋)

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	4 名
監 事	2 名

(役員選出)

第6条 役員は総会に於いて選挙する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は各2年とする。ただし、後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

(顧問、相談役)

第9条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、総会の議決を経て会長が委嘱する。